

青い森セントラルパーク東西広場の供用開始について

1. 青い森セントラルパーク東西広場の一部供用について

青い森セントラルパーク東西広場について、多目的広場、緑地、駐車場等の一部整備が完了することから、利用可能箇所から順次供用を開始する。

(1) 青い森セントラルパーク西広場（令和 5 年 4 月 1 日より一部供用開始）

多目的広場、緑地の一部、駐車場、トイレ等については、今年度末までに整備が完了し利用が可能となることから、令和 5 年 4 月 1 日より一部供用を開始する。

西広場へは、市道大野片岡 36 号線（通称 機関区通り）から歩行者及び車両の利用が可能。

(2) 青い森セントラルパーク東広場（令和 5 年夏頃より一部供用開始）

多目的広場及び緑地の一部、トイレ等については、令和 5 年夏頃に整備が完了する予定であることから、令和 5 年夏頃より一部供用を開始する。

東広場へは、公園南側住宅地から歩行者のみ利用が可能。（市道奥野 127 号線完成後に公園北側から車両での利用が可能）

2. 青い森セントラルパーク臨時駐車場について

青い森セントラルパークの西側に設けていた臨時駐車場については、令和 5 年 4 月からの青森市総合体育館及び青い森セントラルパークの本格整備に伴い、令和 5 年 4 月 1 日より利用いただけなくなることから、多目的広場を利用の際には、供用開始となる青い森セントラルパーク西広場を利用いただきたい。

3. 一部供用開始等の周知について

3 月下旬に地元町会長への個別説明を行ったのち、4 月 1 日号の広報あおもりへの掲載を予定している。